



第55期 報告書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

株式会社TKC

目次

株主の皆さまへ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	19
連結損益計算書	20
連結株主資本等変動計算書	21
連結注記表	22
会社概要	29
役員等の状況	31
株主MEMO	32

本社ビル



株主の皆さまへ



株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第55期事業報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款(第2条)に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

- 一、会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
- 二、地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

当社は第55期において、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の進展とともに、日本経済が緩やかに持ち直す方向にある中、新しいシステムやサービスの提供とその導入支援を通じて、積極的に顧客の支援に取り組んでまいりました。次頁以降に当社の活動の詳細を記載しております。

この結果、第55期通期のTKCグループの経営成績は、売上高66,221百万円(前期比2.3%減)、営業利益12,314百万円(同8.2%増)、経常利益12,673百万円(同8.5%増)、そして、親会社株主に帰属する当期純利益8,686百万円(同11.1%増)となりました。

なお、売上高が前期と比較して減少しているのは、令和3年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用される「収益認識に関する会計基準」等を早期適用した影響によるものです。

令和3年9月期の期末配当金につきましては、株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、直近の配当予想のとおり、1株につき39円50銭(普通配当32円50銭、特別配当7円00銭)とさせていただきます。なお、当社は令和3年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。上記期末配当金は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき79円00銭に相当します。中間配当65円00銭を加えた当期の年間配当金は、株式分割前の1株当たり144円00銭に相当します。

第56期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発とサービスの一層の充実を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年12月

代表取締役社長 飯塚 真規

企業集団の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）に対するワクチン接種の進展とともに、緩やかに持ち直しつつあります。しかしながら、海外での感染拡大は依然として継続しており、国内での再拡大の懸念は払拭されていません。また、サプライチェーンの分断による部材の高騰等の影響が表面化してきており、今後の経済活動には様々な制約が生じる可能性も否定できません。

このような経済環境のもと、当社は新しいシステムやサービスの提供を通じて、積極的に顧客の支援に取り組んでまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の資金繰りや経営助言に取り組むための支援を継続しています。また、クラウド型の会計システムの提供を通じて、中小企業のデジタル化と経理事務の省力化を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和2年10月23日に厚生労働省から事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」が発出されたことを受け、「予防接種台帳システムや関連システムの改修」「ワクチン接種券（クーポン券）通知作成業務の受託」「ワクチン接種予約・受付システムの提供」等を迅速に行い、顧客市区町村における新型コロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が66,221百万円（前期比2.3%減）、営業利益は12,314百万円（同8.2%増）、経常利益は12,673百万円（同8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,686百万円（同11.1%増）となりました。

売上高が前期と比較して減少した理由は、令和3年4月1日以降開始事業年度から上場企業に強制適用される「収益認識に関する会計基準（以下、収益認識基準）」を早期適用したことによるものです。収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、2,460百万円減少しております。なお、当社が収益認識基準を早期適用した理由は、同基準を適用する過程で獲得したノウハウを取りまとめ、上場企業向けのコンサルティング・サービスとして提供することにあります。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は45,412百万円（前期比3.7%減）、営業利益は10,563百万円（同3.2%増）となりました。収益認識基準を適用した影響額は、売上高において2,344百万円の減少、営業利益において17百万円の減少となっております。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比1.6%増となりました。これは中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムと会計データを連携できる「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（F X 4クラウド）」の導入が進んでいること。会計事務所において「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と外出先・在宅で業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が増加していることによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比3.7%増となりました。これは、「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（F X 4クラウド）」をはじめとする電子帳簿保存法の要件に完全準拠した財務会計システムの顧客数が増加したこと。令和2年4月から資本金1億円超の法人に電子申告が義務化されたことに伴い、大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」の顧客数が順調に伸展していることなどによります。なお、収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、36百万円減少しております。これは、出荷時に売上高を一括して認識していたソフトウェアのうち、契約の履行義務が一定期間にわたるものについて、契約期間に応じて売上高を月別按分して認識するように変更したためです。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前年比微増となりました。これは「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（F X 4クラウド）」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比11.8%減となりました。これは令和2年1月にマイクロソフト社によるWindows7のサポートが終了し、前期にパソコンの買い換え需要が一巡したことによって、パソコンの販売台数が例年並みに推移していることによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比68.1%減となりました。在宅勤務用の事務機器やコロナウイルス感染予防用品の販売は好調だったものの、会計事務所に提供している会計伝票や事務機器の取引の多くが収益認識基準における「代理人取引」に該当することになり、当期からは取引額から仕入原価を差し引いた額を売上高として認識することになったためです。売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、2,101百万円減少しております。

- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、顧客のサポートおよび提案活動をWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えたこと。予定していた大規模イベント等を対面とWebのハイブリッドに切り替えたことによって出張旅費が減少したこと。新規顧客の獲得活動を対面型のセミナーからWebセミナーに切り替えたことによって、セミナー開催費用が減少したことなどによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は17,704百万円（前期比1.9%増）、営業利益は1,705百万円（同64.4%増）となりました。収益認識基準を適用した影響額は、売上高において72百万円の減少、営業利益において118百万円の減少となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比10.1%増となりました。これは、令和2年度にシステムを本稼働させた顧客のアウトソーシングサービス売上高やデータセンター利用料が増加したこと。ワクチン接種事業におけるワクチン接種券通知作成業務を受託したことなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比10.9%減となりました。これは、前期に実施した子ども・子育て支援法の一部改正に伴う幼児教育・保育の無償化のシステム改修など、法律改正に伴う一時的な売上高が、前期と比較して減少したことによります。なお、収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、176百万円減少しております。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比22.3%増となりました。これは、ワクチン接種予約・受付システムやマイナンバーカード交付予約・管理システムなど新たなサービスの受注に伴うシステム導入支援費売上が増加したことなどによります。また、収益認識基準の適用に伴う初年度特有の経理処理（前期以前の開発原価を累積的影響額として計上）を行った結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、116百万円増加しております。
- ④ ハードウェア売上高は前期比5.7%増となりました。これは、顧客のサーバー機器や周辺機器等の更改が前期と比較して増加したことなどによります。
- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、前述したワクチン接種事業における通知作成業務の受託やワクチン接種予約・受付システムの提供に加え、顧客のサポートおよび提案活動をWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えたことに伴い、出張旅費が大幅に減少したことなどによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,105百万円（前期比5.5%減）、営業利益は39百万円（同63.5%減）となりました。収益認識基準を適用した結果、売上高は同基準を適用していなかった場合と比較して、43百万円減少しております。また、営業損益への影響はありませんでした。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比1.7%増となりました。コロナウイルスの感染拡大によって、民間企業におけるダイレクトメールの需要は依然として減少傾向にあるものの、市区町村におけるワクチン接種券の印刷業務を受注したことにより業績を改善することができました。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比4.3%減となりました。これは、顧客企業がデジタル化を進めたことによって、ビジネスフォームの需要が減少したことによります。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、チラシ、書籍等）関連の売上高は、前期比13.1%減となりました。これは、コロナウイルス感染拡大の影響によるイベントなどの中止や延期、Webセミナー等への切り替えによって、イベント等で使用される資料やチラシなどの需要が減少したことによります。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- ① クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を前期から継続しています。
- ② 在宅勤務制度、時差通勤制度を導入し、緊急事態宣言の発令中は対象地域の1週間あたりの出勤率目標を30%未満として取り組みました。また、顧客のサポートや商談は原則としてWeb会議システムで実施しました。

(2) 「収益認識基準」の適用

「収益認識基準」を当期（令和2年10月1日から開始する事業年度）において早期適用しました。これは、当社が「収益認識基準」を適用する過程で得たノウハウを取りまとめ、上場企業向けコンサルティング・サービスとして提供することを目的としています。

(3) 株式分割の実施

令和3年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しました。この目的は、株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を目指すことにあります。

(4) システム等に関する特許を取得

以下の6つの特許を取得しました。

- ① 「福祉相談支援システム、方法、およびプログラム」に関する特許（令和2年10月16日取得／特許第6780144号）
- ② 「ジェノグラム及びエコマップの作成装置、方法、及びプログラム」に関する特許（令和3年1月8日取得／特許第6821846号）
- ③ 「カード情報読取装置、方法、およびプログラム」に関する特許（令和3年1月8日取得／特許第6821847号）
- ④ 「施設入所調整装置、方法、およびプログラム」に関する特許（令和3年2月19日取得／特許第6840882号）
- ⑤ 「グラフ表示システム、方法、及びプログラム」に関する特許（令和3年4月15日取得／特許第6869408号）

⑥「会計データ作成装置、方法、およびプログラム」に関する特許（令和3年9月27日取得／特許第6950107号）

(5) ISO/IEC20000を取得

当社のデータセンターである「TKCインターネット・サービスセンター」（以下TISC）が、ITサービスマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC20000」を令和3年6月7日に取得しました。これによりTISC内に構築したTKCクラウドサービスの稼働基盤が、「品質管理」「ITサービスマネジメント」「情報セキュリティ」の面において、国際規格にのっとり管理・運営されていると評価されることができました。今後も当データセンターを拠点として“安全・安心・便利”なクラウドサービスを継続的に提供し、顧客の事業活動を支援します。

(6) 当社システム利用による法人税申告処理社数が60万社を突破

当社は、昭和56年に日本で最初となる「法人税申告書作成システム（TPS1000）」の提供を開始しました。その後、平成元年に導入された消費税法への対応、電子申告への対応などの法律改正に対応するとともに、継続して機能性の向上に取り組んでまいりました。現在は、法人の決算申告に最適な業務プロセスを搭載し、決算から電子申告まで一気通貫で処理できる「法人決算申告システム（TPS1000）」を提供しています。また、平成14年に導入された連結納税制度に対応した「連結納税システム（eConsoliTax）」を平成15年に提供開始。平成19年には法人税申告書の作成から電子申告まで処理できる大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」を提供しております。これらの法人税申告書作成システムは、多くのTKC会員事務所や上場企業にご評価いただき、令和3年5月31日に当社システム利用による法人税申告処理社数が60万社を突破しました。これは、日本の法人の4.6社に1社はTKCの法人税申告書作成システムで処理されているということを意味します。

(7) コロナ禍での社会貢献活動

コロナ禍における社会貢献活動の一環として、栃木県に対する義援金として3億円、当社の顧客団体（約130市町村）への義援金として総額2億円を寄付しました。

(8) 当社名誉会長によるTKC会員に対する株式無償譲渡について

当社名誉会長である飯塚真玄氏は令和3年3月、税理士法第33条の2に規定される書面添付に取り組むTKC会員155名に対し、個人所有の当社普通株式を無償譲渡しました。この無償譲渡は平成30年から本年までの4年間にわたり累計1,138名に行われました。

なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社普通株式合計300万株を6,653名のTKC会員に無償譲渡しています。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和3年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

(1) 会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

① コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業の支援

当社は、当期において、TKC会員と関与先企業の支援に全力を傾注する方針を掲げて、積極的に顧客を支援しました。

1) TKC会員への最新情報の提供

TKC会員に政府や中小企業支援団体から発信された「雇用調整助成金」や「事業再構築補助金」といった中小企業支援策の情報を正確かつ迅速に伝えるため、TKC会員専用のイントラネット（ProFIT）で最新情報とこれらの制度を解説するオンデマンド研修を提供しました。この活動は令和2年2月25日から開始し、令和3年9月末日時点で253本の情報を掲載するに至りました。

2) 「TKC月次指標（月次BAST）」の提供

令和3年5月に「TKC月次指標（以下、月次BAST）」の無償提供を開始しました。月次BASTには、TKC会員による月次巡回監査で月次決算の信頼性を確認された25万社超の「月次決算データ」を収録しており、国内に類を見ない統計資料です。直近の売上高や借入金の推移などを全国・都道府県別・年商規模別・業種別に確認することができます。金融機関や行政機関等の中小企業支援者、中小企業の動向を分析する経済学者などが今後の中小企業支援策の検討に活用することを期待しています。

3) 「新型コロナウイルス経営支援情報・資金繰り対策コーナー」の提供

政府、都道府県、人口4万人以上の市および金融機関の中小企業支援策を「融資」「雇用」「補助金等」「税制」の区分で確認できる特設サイトを開発し、TKC会員のホームページから確認できるようにしています。TKC会員は、関与先企業をはじめとする中小企業に緊急資金繰り支援策を網羅的に情報発信することが可能です。令和3年9月末日時点で8,002件の支援策を掲載し、わが国最大の中小企業支援策のデータベースとなっています。

なお、このコーナーは開設当初から週2回更新しており、常に最新の情報を掲載しています。

4) 「緊急支援関与先チェック機能」のレベルアップ

国の緊急経済対策や政府系金融機関の特別融資など、中小企業支援策の適用の可否を関与先企業ごとに自動判定し、一覧形式で確認できる「緊急支援関与先チェック機能」を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」に搭載しています。さらに「事業再構築補助金」の第3回公募要領において、補助金の申請要件が変更されたことにも即座に対応し、対象となる関与先企業をワンクリックで抽出できる機能を搭載しました。

② T K C 全国会が掲げる「戦略目標2021」の達成に向けた営業活動

T K C 全国会は、創設50周年(2021年)に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の3か年の運動方針と戦略目標2021を掲げています。その内容は以下のとおりです。

[T K C ブランドで社会を変えるための運動方針]

- 1) 「T K C 方式による書面添付」の推進
- 2) 「T K C モニタリング情報サービス」の推進
- 3) 「T K C 方式の自計化」の推進

併せて、T K C 全国会の取り組みが多くの金融機関から注目され始めています。これを機会としてT K C 会員事務所の経営基盤をさらに強固なものとするため、以下の方針を打ち出しています。

- 1) 「T K C 会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう。
- 2) 「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう。
- 3) 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう。

当社では、T K C 全国会と連携して戦略目標2021の達成に向けた営業活動を展開しました。

a) 「T K C モニタリング情報サービス」の推進

「T K C モニタリング情報サービス」は、T K C 会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後です。

また、当社は「T K C モニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

- i. T K C会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
- ii. 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社 T K Cが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- iii. 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和3年9月末日現在で、全国全ての地方銀行(64行)を含む468金融機関に採用されています。また、令和3年9月末日には T K C全国会の戦略目標2021で掲げた目標である28万件超を達成しました。

コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「T K Cモニタリング情報サービス」は、月次試算表、年度決算書、税務申告書を迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業の経営支援において、金融機関と T K C会員の架け橋となることが期待されています。

b) T K C方式の自計化の推進（「F Xシリーズ」の推進）

当人も、多くの中小企業が政府系金融機関および民間金融機関において実質無利子・無担保融資の返済に備える必要があることに着目し、引き続き「F Xシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（予算登録、部門別管理、資金繰り実績表）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するためには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携などを支援しています。

さらに令和2年9月25日に提供を開始した「F Xクラウドシリーズ」では、「会計で会社を強くする」機能の強化と会計事務所による「巡回監査」を支援する機能の強化を図っています。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の財務経営力と資金調達力の向上を支援してまいります。

c) 電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行される改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されています。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴(トレーサビリティ)を残している「優良な電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条及び第5条の要件を満たす電子帳簿）と、②帳簿の加除訂正履歴を保存しない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿）の二つとされることになりました。

「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「F Xシリーズ」の全国規模での導入を支援しています。

d)インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日以降インボイス制度が開始されます。課税事業者においては、適用開始までの2年間の間に、適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。こういった対応の支援を会計事務所が中小企業にスムーズに行えるよう、資料の提供、オンデマンド研修の整備等を進めています。

e)会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会では、令和3年12月末日までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、Webセミナーを積極的に開催するなど会員導入活動を展開しています。こうした活動の結果として令和3年9月末日現在のTKC会員事務所数は9,800事務所（会員数は1万1,500名）となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、1事務所に複数会員が所属する場合があります。

(2) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

①「中小会計要領」の普及のための支援活動

TKC全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、i.自社の経営状況の把握に役立つ会計、ii.利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、iii.会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、iv.中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

②「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などの第三者が客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものでありTKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

来年にはTKCシステムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書（個人事業者用）が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を金融機関に提出できるように機能強化いたします。さらなる金融機関との連携強化を支援します。

(3) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

令和2年4月から資本金1億円超の大企業に法人税・消費税・地方税の電子申告が義務化されました。これに伴い、大企業は、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）についても電子データで提出しなければならなくなりました。当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化に対応できるように、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（令和3年9月末日現在の会員数は1,518名）と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、「法人電子申告システム（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」ユーザーの電子申告実践を支援する活動を実施しました。その結果、「法人電子申告システム（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」のユーザー数は令和3年9月末日現在で7,644社となりました。約2万3,000社あるといわれる資本金1億円超の企業の約33%に達しています。

また、海外に展開している企業は、コロナウイルスの感染拡大で海外渡航が制限されているため、海外子会社の業績管理とガバナンスの確保に課題を抱えています。当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にしながら確認できるクラウドサービスであるため、このような課題を抱える企業での採用が増加しています。OBMonitorのユーザー数は1,200社となり、世界37カ国で活用されています。

こうした活動の結果、「T K C連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和3年9月末日現在で約4,720企業グループとなりました。それにより当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち89%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは41%となりました。

なお、当社は、収益認識基準を早期適用したノウハウをもとに、収益認識基準への実務対応を解説するWebセミナーを開催し、当社の収益認識基準の早期適用事例をご紹介します。このWebセミナーには延べ4,250名超の視聴申し込みがありました。

(4) 法律情報データベースの市場拡大

① 「T K Cローライブラリー」の利用拡大

法律事務所や企業法務部門をはじめとするT K Cローライブラリーの顧客の多くが、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、オンラインで業務を遂行するようになりました。これにより、資料室や図書館などを利用した調査ができない状況が生まれており、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるT K Cローライブラリーの評価が高まっています。その結果として、利用者数やコンテンツ追加の契約が増加しました。

また、令和3年6月には、T K Cローライブラリーの新たなオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等専門書籍をPDFで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁護士が書籍情報を無償で検索し、PDF化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスです。

当期においては、T K C会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動の結果、ユーザー数は5万3,000IDを超え、令和3年9月末日現在で2万3,000超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

令和3年4月以降もコロナウイルスの影響で多くの大学・法科大学院は、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型もしくは完全オンライン型の授業を実施しています。

当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多様かつ多数のコンテンツの収録、レポートや演習、テスト機能が搭載されています。これらの特長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されています。現在も、各大学と随時Web会議を実施し、大学の実情に応じたオンラインによる学習環境整備の支援を継続しています。

また、大学の法学部を中心に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験）は、令和3年9月末日現在で26校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しています。そのため、オンラインテスト機能などコンピューター試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1)基幹系サービスの開発・提供

当社は、地方公共団体（主に市区町村）に対して、「T K C行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「T A S Kクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「T A S Kアウトソーシングサービス」から構成するクラウドサービスです。当社の「T A S Kクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金は、団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で、年1回の定期バージョンアップを実施しています。こうした点が評価され「T A S Kクラウドサービス」は、令和3年9月末日現在で160を超える地方公共団体に採用されました。

当期においては、これらの団体に対し、ワクチン接種事業に迅速・的確に対応できるよう最新情報を提供するとともに、「予防接種台帳システム」等の改修や「新型コロナワクチン接種予約・受付システム」を迅速に提供し、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。

(2)行政サービス・デジタル化への対応

当社では、自治体DX推進に貢献すべく〈書かせない・待たせない・来させない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を提供しています。

当期においては、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」や「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」、大阪府大阪市様の協力を得ながら開発・提供を開始した「T A S Kクラウドスマート申請システム」について、大幅な機能強化を行いました。また、これらのサービスについて積極的な提案に取り組んだ結果、「T A S Kクラウドスマート申請システム」は大阪市様、横浜市様、堺市様などの政令指定都市を含め10を超える団体に、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は20を超える団体に、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は70を超える団体に、それぞれ採用されています。

(3)地方税務手続きのデジタル化への対応

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）の審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。

その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和3年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約780団体に採用されています。

当期においては、当社独自サービスであるデータ連携サービスの機能強化に取り組むほか、パートナー企業と共に積極的な提案活動および導入支援に取り組みました。

(4)地方公会計の統一的な基準への対応

令和2年3月に総務省が公表した『地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書』には、次のような記載があります。「財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ歳出科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられる。また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる」。これをもとに顧客市区町村に対して、システム更新などのタイミングで「財務会計システムと一体的な地方公会計システム」と「日々仕訳」の導入を検討するよう提案しています。当社では、国が推奨する日々仕訳方式に対応した財務会計システムと一体的な地方公会計システムとして「T A S Kクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、これら地方公会計システムの公会計情報を活用した経年比較分析やグラフ表示など各種機能強化に取り組んだほか、千葉県袖ヶ浦市様、栃木県鹿沼市様など多くの団体から新規に受注し、それらの円滑な立ち上げ・運用を支援しました。その結果、地方公会計システムは令和3年9月末日現在で280を超える団体に採用されています。

(5)次世代製品の研究・開発

コロナウイルスの感染拡大を機に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなりました。これを受けて、『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月閣議決定）ではデジタル・ガバメントの構築を“一丁目一番地”の最優先課題と位置付け、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などデジタル化を加速することとされました。また、令和2年12月25日に総務省から『自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画』が公表され、令和3年5月12日にはデジタル改革関連の6法案が成立し、令和8年3月末までを期限とした自治体の情報システムの標準化・共通化への対応が求められることになりました。当社では、こうした顧客を取り巻く環境変化に対応するため、新製品の企画・開発を加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。当期においては〈行政サービス・デジタル化〉や〈基幹業務システムの標準化〉などに関する情報収集・発信を行うことに加え、先進団体との実証事業などを通じてポストコロナ時代の“新たな日常”を支える次世代ソリューションの調査・研究、開発に取り組みました。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（以下、D P S）事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

D P S 分野では、案件の小ロット化による受注額の減少、官公庁大口物件の失注、民間企業におけるダイレクトメールの需要減少などの影響があったものの、市区町村からワクチン接種事業におけるワクチン接種券の印刷業務を受注したことにより、売上高は増加しました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展によるビジネス帳票の需要の減少、さらにコロナウイルス感染拡大の影響によるビジネス帳票の需要が減少したことなどにより、売上高は減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、チラシ、ページ物、書籍等）では、コロナウイルス感染拡大の影響で、イベントなどの中止や延期が続いたこと、We bによるセミナー等の開催が増加したことにより、資料類、チラシなどの印刷受注額が減少し、売上高は減少しました。

連結貸借対照表 (令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,107	流 動 負 債	14,721
現金及び預金	26,426	買掛金	2,402
受取手形及び売掛金	6,973	電子記録債務	834
リース投資資産	384	1年内返済予定の長期借入金	80
商品及び製品	222	リース債務	468
仕掛品	51	未払金	1,786
原材料及び貯蔵品	138	未払法人税等	2,211
その他	1,925	未払消費税等	780
貸倒引当金	△14	賞与引当金	4,073
固 定 資 産	67,298	工事損失引当金	141
有 形 固 定 資 産	17,540	その他	1,942
建物及び構築物	7,855	固 定 負 債	5,268
機械装置及び運搬具	611	長期借入金	214
工具、器具及び備品	2,050	リース債務	694
土地	6,802	退職給付に係る負債	3,554
リース資産	220	株式給付引当金	307
無 形 固 定 資 産	3,605	その他	498
ソフトウェア	2,654	負 債 合 計	19,990
ソフトウェア仮勘定	924	純 資 産 の 部	
その他	25	株 主 資 本	84,348
投資その他の資産	46,152	資本金	5,700
投資有価証券	19,605	資本剰余金	6,589
関係会社株式	100	利益剰余金	73,411
長期貸付金	120	自己株式	△1,352
繰延税金資産	7,209	その他の包括利益累計額	△932
長期預金	16,600	その他有価証券評価差額金	449
差入保証金	1,440	退職給付に係る調整累計額	△1,382
長期リース投資資産	539	純 資 産 合 計	83,416
その他	537	負 債 及 び 純 資 産 合 計	103,406
資 産 合 計	103,406		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		66,221
売上原価		19,319
売上総利益		46,902
販売費及び一般管理費		34,587
営業利益		12,314
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	150	
受取地代家賃	51	
助成金収入	13	
その他の	92	359
営業外費用		
支払利息	0	
有価証券売却損	0	
その他の	0	0
経常利益		12,673
特別利益		
固定資産売却益	111	
その他の	9	121
特別損失		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	23	
投資有価証券評価損	89	134
税金等調整前当期純利益		12,660
法人税、住民税及び事業税	4,156	
法人税等調整額	△183	3,973
当期純利益		8,686
親会社株主に帰属する当期純利益		8,686

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	5,700	6,588	68,533	△1,660	79,161
会計方針の変更による累積的影響額			△367		△367
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,700	6,588	68,165	△1,660	78,793
当期変動額					
剰余金の配当			△3,440		△3,440
親会社株主に帰属する当期純利益			8,686		8,686
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		315	315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	5,246	308	5,555
当期末残高	5,700	6,589	73,411	△1,352	84,348

	その他の包括利益累計額			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△553	△1,532	△2,085	77,075
会計方針の変更による累積的影響額				△367
会計方針の変更を反映した当期首残高	△553	△1,532	△2,085	76,707
当期変動額				
剰余金の配当				△3,440
親会社株主に帰属する当期純利益				8,686
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,002	150	1,153	1,153
当期変動額合計	1,002	150	1,153	6,708
当期末残高	449	△1,382	△932	83,416

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社TLP
株式会社スカイコム
TKC保安サービス株式会社
TKCカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社TKC出版
- (3) 非連結子会社の数 1社
- (4) 非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(連結の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
アイ・モバイル株式会社
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(持分法の適用の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - a. 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの
移動平均法による原価法

- ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 2) 製品
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 3) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 4) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
 - 1) ソフトウェア
 - a. 市場販売目的のソフトウェア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - b. 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間を5年とする定額法
 - 2) その他
定額法
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ③株式給付引当金
取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
 - ④工事損失引当金
受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年3月30日)が平成30年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用可能となったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が367百万円減少しております。

また、従来の方々に比べて、当連結会計年度の売上高が2,460百万円、売上原価が2,324百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ136百万円減少しております。

III 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

IV 会計上の見積りに関する注記

1. 進捗度に応じた収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	351

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,055百万円

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(百株)	当連結会計年度 増加株式数(百株)	当連結会計年度 減少株式数(百株)	当連結会計年度 末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	267,310	－	534,620
合計	267,310	267,310	－	534,620
自己株式				
普通株式(注)	4,533	3,771	815	7,489
合計	4,533	3,771	815	7,489

(注) 1.当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2.普通株式の発行済株式における株式数267,310百株の増加は、株式分割による増加であります。

3.普通株式の自己株式における株式数3,771百株の増加は、株式分割3,759百株、単元未満株式の買取り(株式分割前7百株、株式分割後4百株)であります。

4.普通株式の自己株式の株式数815百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬B I P信託による給付(株式分割前782百株、株式分割後32百株)であります。

5.自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,198百株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和2年12月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,720	65.00	令和2年9月30日	令和2年12月21日
令和3年5月7日 取 締 役 会	普通株式	1,720	65.00	令和3年3月31日	令和3年6月14日

- (注) 1. 令和2年12月18日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれています。
2. 令和3年5月7日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。
3. 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金 の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当 り配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和3年12月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,090	利益剰余金	39.50	令和3年9月30日	令和3年12月20日

- (注) 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,426	26,426	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	6,973 △14		
	6,959	6,959	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	19,491	19,491	—
(4) 長期預金	16,600	16,533	△66
資産計	69,477	69,411	△66
(1) 買掛金	2,402	2,402	—
(2) 未払金	1,786	1,786	—
負債計	4,188	4,188	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額113百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,582円45銭

2. 1株当たり当期純利益

164円93銭

(注) 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

IX 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

令和3年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得する事項を決議し、次のとおり実施いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

資本効率の向上と株主利益の向上を図るために、自己株式取得を行うものであります。

2. 取得内容

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 300,000株 (上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,033,500,000円 (上限) |

3. 取得結果

- | | |
|-------------|---|
| (1) 取得株式数 | 300,000株 |
| (2) 取得価額の総額 | 1,033,500,000円 |
| (3) 取得日 | 令和3年11月10日 |
| (4) 取得方法 | (株)東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け |

X 収益認識に関する注記

当社グループは、会計事務所事業、地方公共団体事業を主な事業としております。

主な事業における履行義務は、情報処理サービスの提供、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売です。

これらの取引の多くは、財又はサービスが引き渡される一時点で充足される履行義務であり、当該引渡時点において収益を計上しております。

なお、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、ソフトウェアの利用期間、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。また、受注制作ソフトウェア開発については、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができる場合には、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を信頼性をもって見積もることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識しております。

会社概要

1. 商号 株式会社TKC
2. 英文社名 TKC Corporation
3. 本店所在地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設立年月日 昭和41年10月22日
5. 資本金 57億円
6. 発行済株式の総数 53,462,066株
7. 従業員数 連結：2,851名／個別：2,398名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州 沖縄	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州	宮城県仙台市 埼玉県さいたま市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

役員等の状況 (令和3年12月17日現在)

名誉会長	いい飯	づか塚	まさ真	はる玄
役員				
代表取締役 社長執行役員	いい飯	づか塚	まさ真	のり規
代表取締役 専務執行役員	ひ飛	たか鷹		さとし聡
取締役 専務執行役員	かわ川	はし橋	いく郁	お夫
取締役 常務執行役員	い五十	がらし嵐	やす康	お生
取締役 執行役員	なか中	にし西	きよ清	つぐ嗣
社外取締役	おし押	だ田	よし吉	まさ真
社外取締役	いい飯	じま島	じゅん純	こ子
社外取締役	こう甲	が賀	のぶ伸	ひこ彦
常勤監査役	みや宮	した下	つね恒	お夫
社外監査役	とも朝	なが長	ひで英	き樹
社外監査役	はま浜	むら村	とも智	やす安

(注) 常勤監査役有野正明は、当社の完全子会社である株式会社 T L P の代表取締役社長に就任する予定であるため、令和3年12月17日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
10. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
11. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dashed lines.